

受講
無料

令和8年度多様な働き方セミナー

がん等を抱える従業員への両立支援

～令和8年4月から事業主の努力義務となりました～

改正労働施策総合推進法により、令和8年4月1日から、職場における治療と就業の両立支援の取組が事業主の努力義務になりました。

例えば、がんの治療のため、仕事を持ちながら通院している方は約49.9万人いるとされています(※)。少子高齢化に伴い、がんや他の疾病で治療を必要とする従業員数は、今後ますます増加するものと予想されます。経験を積んだ従業員が、がんや他の疾病で退職することは、企業にとって大きな損失です。

そこで本セミナーでは、職場におけるがん・疾病の状況、「治療と就業の両立支援指針」の概要、企業の取組事例等について解説します。治療と就業の両立支援を行うために必要な環境整備や留意事項を確認しませんか。

(※) 出典：「治療と就業の両立支援指針」（令和8年2月）

10.7(水) 14:00－16:00

* がん・疾病を抱える従業員の状況と課題

& 現在の取組の概要 *

- ・ 職場におけるがん・疾病を抱える従業員の状況
- ・ がん・疾病と就労に係る様々な課題
- ・ 治療と仕事の両立支援に関する取組
- ・ 「治療と就業の両立支援指針」（令和8年2月）の概要 等



講師

特定社会保険労務士

近藤 明美 氏

10.8(木) 14:00－16:00

* 治療と仕事の両立支援と事例 *

- ・ 治療と仕事の両立支援のポイント
- ・ 具体例から考える両立支援のための環境整備
- ・ 両立支援の具体的な流れ
- ・ 両立支援に関係する社会保険制度 等

※内容は各日とも一部変更となる場合があります。ご了承ください。



会場

東京都南部労政会館 第5・6会議室
品川区大崎1-1 1-1 ゲートシティ大崎
ウエストタワー2階



対象

使用者、人事労務担当者、
テーマに関心のある方



定員

60名
(先着順)



申込方法

電話、インターネットからお申し込みください。
東京都労働相談情報センター大崎事務所
電話：03 (3495) 4872

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/seminarform/index/menu/>

＼お申し込みはこちら／

東京都産業労働局HP
「TOKYOはたらくネット」

🔍 東京都 労働セミナー ×



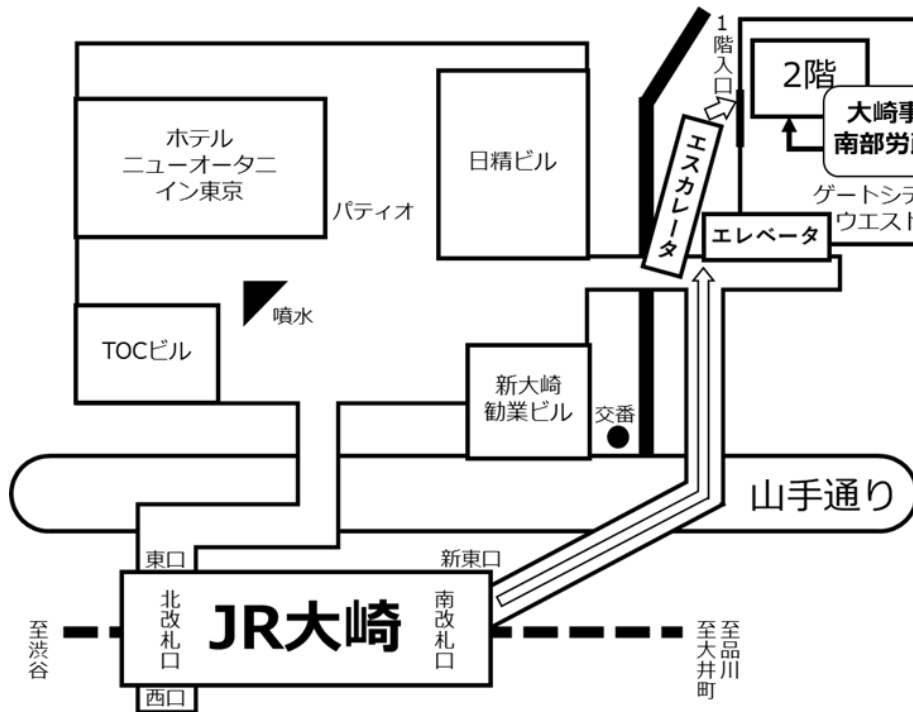
主催 東京都労働相談情報センター大崎事務所

共催 品川区・目黒区・大田区・世田谷区 後援 港区

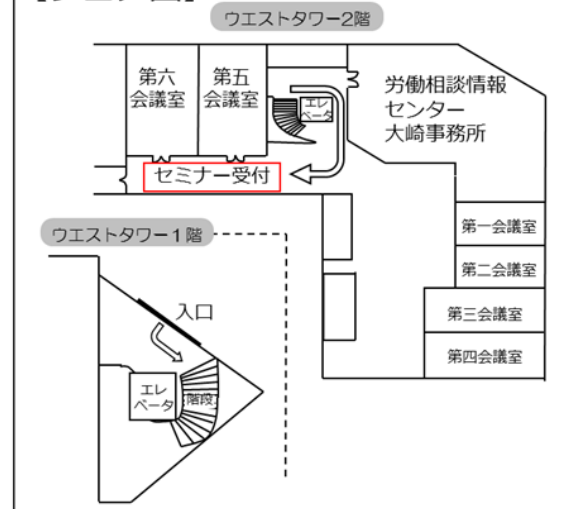
セミナー会場案内図

東京都品川区大崎 1-11-1 ゲートシティ大崎ウエストタワー 2階
東京都南部労政会館 第5・6会議室

【アクセス図】



【フロア図】



JR「大崎駅」南改札口、新東口より徒歩3分。
連絡デッキのエスカレータ又はエレベータで1階に降り、右手1階入口よりお入りください。セミナー会場は2階です。

写真付き案内はこちらを参照ください。 ➡

※ ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

※ 受付は講義開始45分前より行います。



■ お申込みいただいた際の個人情報は、本セミナー受講のために利用します。

その他の目的で使用することはありません。

■ 天災等による交通機関の運行等の影響により、セミナー開催を急遽中止又は延期することがあります。

その場合は、ホームページに掲載しますので、会場にお越しの際に、申込方法に記載のURLをご確認ください。

～公正な採用選考のために～

東京都では、就職の機会均等を確保するため、応募者本人の適性や能力に基づく公正な採用選考を推進しています。

詳細は、HPをご覧ください。<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/>